

新潟県ボート協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新潟県ボート協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を、総務部長のところに置く。

(加盟)

第3条 本会は、新潟県ボート界を代表し、社団法人日本ボート協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、社団法人日本ボート協会及びその他スポーツを振興する団体等と連携し、県内におけるボート競技の普及振興と競技力の向上に努め、競技者の体力向上とオアズマンシップを培うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員のボート技術及び競技力の向上に関すること。
- (2) 会員相互の連絡・連携に関すること。
- (3) 各種ボート競技会の開催及びボート競技会への選手派遣に関すること。
- (4) 指導者並びに審判員の養成及び研修に関すること。
- (5) ボート競技の普及及び指導に関すること。
- (6) ボート競技における事故防止に関すること。
- (7) ボート競技の情報収集及び提供に関すること。
- (8) ボート競技の功労者、優秀選手等の表彰に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 組織及び加盟並びに脱退等

(組織)

第6条 本会は、本会に加盟するボート団体(以下「加盟団体」という。)をもって組織する。

2 加盟団体に所属する者を会員とする。

3 前項の他、会長は理事会に諮って善意の協力者を会員とすることができる。

(加盟及び脱退等)

第7条 本会の加盟団体になろうとする団体は、理事会の議決を経て加盟することができる。

2 本会を脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を本会に提出し、理事会の議決を経なければならない。

3 加盟団体は、別に定める会費を納入しなければならない。

4 次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により加盟団体又は会員を除名することができる。

- (1) 別に定める会費を滞納したとき。
- (2) 本会の目的に反した行動を行い、甚だしく本会の名誉を損なったとき。

第4章 財産及び会計

(財産の構成)

第8条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 加盟団体会費、選手登録料及び賛助会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金及び交付金
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第9条 財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第10条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

2 会計に関する細則は、別に定める。

(事業計画並びに予算)

第11条 本会の事業計画並びに予算は、会長が作成し、毎回会計年度初めに総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受けて理事会及び総会に提出しなければならない。

2 本会の決算に剰余金があるときは、総会の議決を得てその一部若しくは全部を積み立てし、又は翌年度に繰り越すことができる。

(特別会計)

第13条 本会の事業遂行上必要があるときは、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 本会が、資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

(役員の種類)

第16条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	2名以内
理 事	若干名
幹 事	2名

(役員を選任)

第17条 会長及び副会長は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、理事及び監事は、総会において指名し、会長が委嘱する。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(会長)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(副会長)

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代行する。

(理事長)

第20条 理事長は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を掌理する。

(副理事長)

第21条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代行する。

(理事)

第22条 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

(監事)

第23条 監事は、本会の財産及び会計並びに業務の執行状況を監査し、これを理事会及び総会に報告する。

2 監事は、監査の結果に基づき、重要事項の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集することができる。

(役員の任期)

第 24 条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 25 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は役員に特別の事情があるときは、理事会の議決により解任することができる。

2 ふさわしくない行為により解任しようとするときは、議決する前にその者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 役員には報酬を支給しない。

2 本会の用務により要した費用は、弁償することができる。

第 6 章 評議員

(評議員)

第 27 条 評議員は、各加盟団体が2名選出する。

2 第 24 条から第 26 条までの規定は、評議員に準用する。

第 7 章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 28 条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の諮問に応じる。

第 8 章 会 議

(会議の種類)

第 29 条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(総会)

第 30 条 総会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 役員の選出に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関すること。

(4) その他重要事項に関すること。

2 総会は、年1回以上会長が招集し、その議長となる。

3 次に掲げる場合においては、臨時に開催することができる。

(1) 総会構成員現在数の過半数以上の者から会議の目的事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(2) 監事が第 23 条第 2 項の規定により招集するとき。

(総会の構成)

第 31 条 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び評議員をもって構成し、構成員現在数の2分の1以上の出席により成立する。

2 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において紙面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第 32 条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決し執行する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。
- 3 次に掲げる場合においては、理事会を臨時に開催することができる。

(1) 理事現在数の過半数以上の者から会議の目的事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(2) 監事が第 23 条第 2 項の規定により招集するとき。

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

- 2 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において紙面表決者又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

第 9 章 専 門 部

(専門部)

第 34 条 本会の円滑な運営を図るため、事務局のほか次の専門部を置くことができる。

- (1) 総務部
 - (2) 強化・普及部
 - (3) 審判部
 - (4) 施設部
- 2 各専門部に部長 1 名、副部長 2 名以内、部員若干名を置く。
 - 3 部長は理事がこれにあたる。
 - 4 副部長及び部員は、会員及び善意の協力者の中から部長が指名し、会長が委嘱する。
 - 5 専門部は、理事長と緊密な連携を図り、事業の遂行にあたるものとする。

(専門部長会議)

第 35 条 理事長は、本会事業を円滑に執行するため、必要に応じて専門部長会議を招集することができる。この場合において、理事長は、必要に応じて他の理事又は関係者を加え、意見を聴くことができるものとする。

第 10 章 会則の変更

(会則の変更)

第 36 条 この会則は、総会において構成員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

第 11 章 補 則

(施 行)

第 37 条 この会則の施行についての必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則 本会側は、昭和 36 年 4 月 1 日から実施する。

昭和 48 年 12 月 8 日改訂

(昭和 50 年 4 月 27 日 旅費支給細則及び表章規程を追加実施)

昭和 56 年 12 月 5 日改訂

平成元年 12 月 16 日改訂

平成 4 年 4 月 19 日改訂

平成 5 年 4 月 11 日改訂

平成 11 年 1 月 1 日改訂 (新潟県ボート協会に呼称変更)

平成 14 年 4 月 21 日全面改訂